

組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、会社の経営組織、業務分掌および職務権限に関する基本事項を定め、指揮、命令系統の明確化および責任体制の確立を図ることを目的とする。

(解釈上の疑義)

第2条 この規程の解釈に疑義を生じたときは、取締役の過半数以上の決議にもとづいて社長がこれを裁定する。

(効力)

第3条 この規程は、会社の組織的運営に関する基本規程であって、法令、定款、取締役過半数以上の決議およびとくに定める規程を除き、この規程が優先する。この規程に反する他の規程のその反する部分は無効とする。

2. この規程に反する命令、指示、通達そのほか職務執行を促す行為は、無効とする。

第2章 会社の組織

(会社の組織)

第4条 会社の組織図は別表1のとおりとする。

2. 組織図の上で上方に記載されている組織は、その下に記載されている組織の上位組織とする。横に同じレベルに記載されている組織は、同等位とする。

3. 組織名と組織名が実線で結ばれているものは、指揮命令系統を示す。点線で結ばれているものは、関連はするが指揮命令系統ではない。

(組織運営の基本)

第5条 組織に所属する者は、所属する組織のために全能力を傾注しなければならない。

2. 組織に所属する者は、組織的な行動を心がけて上司を補佐し、個人プレーは慎まなければならない。

第3章 業務分掌

(分掌の原則)

第6条 各組織単位は分掌の限界を守り、業務の重複または間隙の生じないようにしなければならない。

(協調)

第7条 各組織単位は、相互に関連ある業務について、会社の業務活動が有機的に行われるよう進んで協調しなければならない。

(業務分掌)

第8条 各組織単位の業務分掌は、「業務分掌規程」の定めるところによる。

第4章 職務権限

(各職位の責任と権限)

第10条 各職位はその職務の遂行について責任を負うとともに、その職務遂行に必要な権限を有する。

2. 特定の業務につき、遂行がより困難な業務、結果がより重大な業務は、より高い職位の業務として位置づけなければならない。

(責任)

第11条 責任とは、分掌する職務にともなう責任であって、各職位は会社の経営方針ならびに諸規程にもとづいて、次の責任を負う。

- (1) 分担された職務を積極的に遂行すべき責任
- (2) 職務遂行の結果に対する責任
- (3) 職務遂行の結果について、報告もしくは連絡をなすべき責任

(権限)

第12条 権限とは、会社の経営方針ならびに諸規程にもとづき、積極的に職務を遂行することができる権限の範囲であって、各職位は、次の権限を有する。

- (1) 立案し決裁を求める権限
- (2) 立案もしくは申請事項の内容などにつき審議することの権限
- (3) 所管事項について自己の責任において決定する権限
- (4) 決定したことを自ら実施し、または直属の下位職位に指示命令し、実施させる権限
- (5) 所管事項に関し、ほかの決定・命令権限のある職位に対し、専門的技術的立場より助言、勧告を行う権限
- (6) 職務遂行の結果を確認するために、報告もしくは連絡を求める権限

(権限の尊重)

第13条 各職位は組織を尊重し、ほかの職位の職務および権限を侵してはならない。

(権限の行使)

第14条 権限は、原則として職務を遂行する立場にある職位の者が、自ら行使するものとする。

(権限の委譲)

第15条 各職位は、自己の職務の一部をその職務遂行に必要な権限とともに、下位職位に委譲することができる。ただし、その職務遂行状況ならびに結果に対する監督責任を免れることはできない。

(権限の代行)

第16条 前条の権限の委譲を受けた職位は、自己の職名をもってその権限を代行するものとする。代行者は、権限代行の結果に対する責任を負うとともに、その経過ならびに結果を委譲者に報告しなければならない。

(報告の義務)

第17条 各職位は、その職務権限を行使した結果をその上位職位および関連する他部門の職位に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

第18条 この規程は、2024年10月1日から実施する。

(改正)

第19条 この規程の改正は、取締役過半数以上の決議により行うものとする。

<別表>

